10 大臣免許の申請について

(1) 概要及び注意事項

申請や届出については、「提出先」及び「申請手数料」以外は知事免許での申請と基本的に変わる点はありません(専任取引主任者の専任性確認書類等一部を除く)。ただし、免許権者が国土交通大臣であることと、他の都道府県に事務所があることで、受付後の書類の流れが少し複雑になりますので、注意してください。

提出書類	図	提出部数	提出先
・免許申請書(新規・更新)・変更届出書・廃業等届出書	1	正本1部 副本2部	本店(主たる事務所)が所在する都道府県の窓口
・営業保証金供託済届出書 ・免許証再交付・書換え交付申請書 ・営業保証金取戻し公告届 ・	2	正本1部 副本1部 (返信用封筒・ 350円切手)	国土交通省の窓口 ※大阪本店なら近畿地方整備局 ※郵送可。ただし供託済届出書など、一部郵送不可の申請等もありますので、詳細は各地方整備局に照会のこと

【申請手数料】「免許申請書」提出時に必要

- 新規免許(免許換え新規(知事→大臣)を含む)申請の場合国税収納を取扱う金融機関にて、大阪東税務署あて登録免許税として90,000円を納付し、その領収書原本を免許申請書(第五面)に添付
- ◎ 更新免許申請の場合収入印紙33,000円(消印はしない)

(2)書類の流れ

